

令和元年度答申第5号
令和元年5月8日

諮問番号 平成30年度諮問第89号（平成31年3月5日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、父のPは軍属として在職中に伝染病にかかり、除隊後、その伝染病が原因で死亡したと主張して、A県知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、父Pに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、父Pは軍属としての在職期間内に公務又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、「戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。」と規定しているところ、この「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法

(昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。)による弔慰金を受ける権利を取得した者をいうとされている(特別弔慰金支給法2条1項)。そして、遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後に死亡した軍人軍属の遺族に対し、弔慰金を支給すると規定している。

- (2) 遺族援護法によれば、弔慰金を受けるべき上記(1)の「遺族」の順位は、配偶者が第1順位、子が第2順位とされている(36条1項1号、2号)。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 父Pは、大正元年a月b日に出生し、昭和17年4月16日にB市において死亡した。この間、父Pは、昭和9年12月29日にQと婚姻をし、昭和10年c月d日、父Pと母Qとの間に審査請求人が出生した。

なお、母Qは、昭和20年3月7日に死亡した。

(除籍謄本(戸主:P)、改製原戸籍謄本(戸主:X))

- (2) 審査請求人は、平成29年6月21日、C市長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、父Pに係る特別弔慰金の請求(本件請求)をした。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書)

- (3) 処分庁は、平成30年2月16日頃、審査請求人に対し、「P様の死亡に関し、当県及び厚生労働省において保管資料を調査しましたが、身分及び公務上または勤務に関連して受傷または罹病し、これにより死亡されたことを証明する記録資料が存在しておらず、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の対象となる戦没者として認定することができません。したがって、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件却下処分をした。

(却下通知書)

- (4) 審査請求人は、平成30年3月8日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (5) 審査庁は、平成31年3月5日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

父Pは、軍属として在職中に伝染病の腸チフスにかかったため、除隊して帰国後、その病気が原因で死亡したから、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

除籍謄本によると、父Pは、「昭和17年4月16日午後3時20分B市D地に於て死亡」し、妻である母Qがその届出をしている。死亡届及び死亡診断書によると、父Pの職業は自動車運転手となっており、昭和16年10月頃に発病した腸結核により、昭和17年4月16日に市立E病院において死亡したことが認められる。

処分庁及び厚生労働省の保管資料を調べたが、父Pに係る軍人軍属又は準軍属としての身分、履歴及び在職期間内の公務又は勤務に関連した傷病に関する記録はなかった。

審査請求人は、父Pの出征当時の写真、その他連隊勤務中の写真が多数あること、自身の記憶では、父Pは1937年～1942年頃にF地のG兵団（G軍）に入隊し、腸チフスに罹患して除隊し、帰国した後、B市にある国立病院で死亡したことから、父Pは軍人として病気にかかり、死亡した旨を主張し、父Pを含む出征30名が神社鳥居前で撮影した集合写真及び軍服姿の父Pの写真を提出している。

しかしながら、上記の死亡届等の記録と審査請求人の主張とは一致していないほか、提出された写真は、撮影された場所等が明らかでないため、審査請求人の主張を裏付けるものとならず、その他、父Pの身分、在職期間、傷病の原因を特定することができる情報はない。

これらのことから、父Pは、遺族援護法34条に規定する軍人軍属又は準軍属として在職中の公務又は勤務に関連した傷病に起因して死亡したものとは認められない。

したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきものとする。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件請求から本件諮問に至るまでの一連の手続について、特段違法又は不

当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

- (1) 審査請求人は、父Pは軍属として在職中にかかった病気（腸チフス）によりB市内の国立H病院で死亡したと主張している。
- (2) これに対し、処分庁は、本件却下処分に至る経緯について、以下のとおり主張している。

まず、A県が保管している弔慰金台帳を調査したが、父Pに関して遺族援護法に規定する弔慰金の受付及び裁定がされたという記録はなかった。

なお、弔慰金台帳には父Pと同じ氏名の記載があったが、生年月日や本籍地等の情報の記載がなく、当該記載された者が父Pと同一人であるか否かの判断ができなかった。弔慰金台帳に弔慰金の受付記録がないにもかかわらず、氏名のみの記載がある理由について、弔慰金台帳の作成経過の調査や以前の担当者への聞き取り調査を行ったが、その理由は、不明であった。

また、A県が保管している兵籍簿（約5千件）、本籍地名簿（約15万件）、公報原簿（約2万8千件）、公務扶助料請求書の控え（戦没者調査票、約3万7千件）を調査したが、これらの資料にも父Pに係る身分及び死因に関する記録はなかった。

次に、審査請求人の居住地であるC市を通じて審査請求人から聞き取り調査を行ったところ、審査請求人からは、父Pの出征当時の写真は保管しているが、他に軍人軍属等の身分を証明する資料等は保管していないとの回答があった。

さらに、父Pの死亡時の本籍地であるI村に依頼して父Pに係る死亡届及び死亡診断書を取り寄せたところ、これらには、父Pは昭和16年10月頃「腸結核」にかかり、これにより昭和17年4月16日にB市内の「市立E病院」で死亡したとの記載がされている。これらの記載は、上記(1)の審査請求人の主張（父Pは「腸チフス」にかかり、「国立H病院」で死亡したというもの）と異なっている。

以上の調査結果を踏まえ、厚生労働省に照会をしたところ、同省の保管資料においても、父Pに係る身分及び受傷罹病に関する記録や遺族援護法に基づく弔慰金等の審査裁定の記録がないことを確認した。

これらのことから、父Pが軍人軍属又は準軍属としての在職期間内に公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したものと認められないと判断した。

(弁明書)

(3) そこで、上記(2)の処分庁の判断が違法又は不当であるかについて、以下検討する。

ア 処分庁は、終戦当時A県に本籍地のあった旧陸軍の軍人等について記録している資料（兵籍簿、本籍地名簿、公報原簿及び公務扶助料請求書の控え（戦没者調査票）。以下「軍人等人事資料」という。）の調査を行ったが、軍人等人事資料に父Pに係る身分及び死因に関する記録はなかったとしている。

旧陸軍が作成した軍人等人事資料は、特別弔慰金支給の要件の一つである「死亡した者が軍人軍属又は準軍属の身分を有していたこと」を判断するに際して基本となる資料と考えられる。しかし、軍人等人事資料は、一般に、戦災による焼失、終戦時における焼却及びその後の県庁の火災による焼失などのために、相当多くが滅失しており、不完全なものが多いとの指摘がされている（平成30年度答申第3号参照）。

A県についても、上記(2)のとおり、資料によって記録された件数に相当の幅があることを踏まえると、処分庁が調査をしたという軍人等人事資料は、死亡者の軍人軍属等の身分や死因の公務性についての基本的な資料として完全な形で存在しているとはいえないことがうかがわれる。

そうすると、軍人等人事資料に父Pに係る記録がなかったとしても、そのことから直ちに父Pが軍人軍属等ではなかったと判断するのは相当とはいえない。

かえって、A県が保管している弔慰金台帳によれば、父Pの本籍地であるA県J村（現在のI村）に係る部分に、父Pと同じ氏名の記載があることが認められる。当該部分には、その他の個人を特定するための住所や生年月日等の記載がないことから、当該者が父Pであると断定することはできないものの、当時の弔慰金事務の担当職員が、当該者の遺族からの請求に備え、あらかじめ当該者の台帳を用意していたと推認することができ、そうだとすると、弔慰金台帳の上記記載は、J村を本籍地としていた父Pが軍人軍属等であった可能性をうかがわせるということもできる。

イ 処分庁及び審査庁は、父Pの病名と死亡場所についての審査請求人の主張が死亡届及び死亡診断書の記載と異なっていると指摘するが、その相違は、父Pの死亡当時、審査請求人が6歳であったこと、その3年後に

母Qが死亡していることを考慮するならば、父Pが軍人軍属等でなかったことを決定づけるものとはいえない。

また、審査庁は、死亡届及び死亡診断書によれば、父Pの職業は自動車運転手であると指摘するが、審査請求人は、C市を通じた聞き取り調査において、父Pは軍属として戦車の修理をしていたと回答しており、双方の業務には車両に関するものとしての共通性があるから、この相違も、父Pが軍人軍属等でなかったことを決定づけるものとはいえない。

したがって、審査請求人の上記主張と他の資料との間に相違があることをもって、直ちに父Pが軍人軍属等ではなかったと判断するのも相当とはいえない。

しかしながら、審査請求人の上記主張だけでは、父Pが軍人軍属であったと認めることはできない。

ウ 審査請求人は、本件審査請求に当たって、父Pの出征地を「F地」、部隊名を「G兵団（別名：G軍）」、入隊時期を「1937年～1942年頃」とし、「出征30名で神社鳥居前で撮影した集合写真と軍服姿の本人（父P）の写真」2葉を提出したほか、「F地での私の記憶」として、母がF地の女学校の教師を務めていたとして、上記2葉の写真のほかに、連隊勤務中の写真多数、日本の兵士と母と女学校の卒業生一同の記録写真、兵舎内及び軍事練習の写真、兵士達が広大な原野での戦闘らしき訓練をしている写真があると主張しているが、これらの主張を確認することのできる資料や写真は提出されていない。

エ そうすると、本件では、審査請求人の主張を裏付けるだけの資料が存在しないし、本件に現れた資料によって、父Pが軍人軍属等であり、その死亡の原因が公務によるものであったと認めることは困難であるから、本件却下処分が違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委員 原 優
委員 中 山 ひ と み

委 員 野 口 貴 公 美